

平成21年(行ウ)第49号公金支出差止請求事件

原告 小林収外91名

被告 愛知県知事外1名

意見陳述書

名古屋地方裁判所民事第9部 御中

平成21年7月29日

原告 小林 収

裁判官は被告らの主張に、再び騙されないようにしてください。

本件事件の弁論が開始されるにあたり、裁判官に最も聞いていただきたいことを申し述べます。

すでに、本訴状17ページ(八)で言及しているところですが、本訴と同じく、木曽川水系での水需要予測が争点となった裁判として、第1審名古屋地方裁判所平成10年(行ウ)第48号事件、第2審名古屋高等裁判所平成13年(行コ)第17号事件があります。訴状とおなじく「長良川河口堰事件」という表現で呼ぶことにします。

この事件において、原告である住民らは、長良川河口堰を水源とする愛知県工業用水毎秒8.39 m^3 は2010(平成22)年になっても需要は見込まれないと主張しましたが、被告であった愛知県側は、中部国際空港の開港、第二東名・名神高速道路の開通など広域的な交通基盤の整備などにより、産業経済の一層の発展が期待できることや、企業における水利用の合理化も限界にきていることから、工業用水の需要は着実に増加していくと主張しました。この争点に対する裁判所の判断は、第1審、第2審ともに、愛知県側の上述の主張をそのまま援用して、「将来の経済状況の予測が困難であることを考慮すれば、工業用水の需要が見込まれないと断ずることもできない」(第2審)として、住民敗訴としました。

ところが、2002(平成14)年4月1日の第2審判決から2年後の2004(平成16)年3月に愛知県が作成した、基準年を2000(平成12)年とし、目標年を2015(平成27)年想定とする水需給想定調査では、長良川河口堰の愛知県工業用水毎秒8.39 m^3 は、尾張地域水道用水の水源として毎秒4.52 m^3 、愛知用水地域水道用水の水源として毎秒0.94 m^3 が転用され、残りの毎秒2.93 m^3 は用途のない余剰水源として残されることになったのです。

以上の事実は、水需給想定において、住民側の主張が正しく、愛知県側の主張が間違っていたことを示すものです。そして、裁判所は、愛知県側の主張の

間違いを見抜くことができないまま判決を下したのです。

行政裁判においては、争点の是非を判断できる情報は、常に被告である行政側が握っており、原告である住民側は、情報公開請求などの手続きによって得た、限りある情報によって訴えを提起します。しかも、本訴のような裁判においては、住民側にとっては、勝訴による利益、少なくとも私的な経済的利益は皆無であります。いや、個人的な損得勘定に限るのであれば、明らかに失うものの方が多いためです。それでも訴訟を起こす住民側の目的は、行政に税金の無駄遣いをさせないことと、故郷の自然環境を守りたいという思いに尽きるのです。

住民側は、苦勞して入手した限られた情報を基に、科学的知識を駆使して、理論と事実を積み重ねて、行政側の主張の矛盾を指摘します。この指摘に対して、裁判所が、行政という機関が豊富な情報を基に主張することだから概ね正しいだろうと、安易に行政側の主張を丸呑みすることから間違いが始まるのです。「長良川河口堰事件」で指摘した事実は、被告・愛知県側の不誠実さを示すものであると同時に、裁判の審理の中で、真摯に事実を見出そうとしなかった裁判所の怠慢にも、猛省を求めるものであります。

さらに付言すれば、「長良川河口堰事件」において、長良川河口堰からの工業用水毎秒8.39 m³は、工業用水としては不要になったが、その内の毎秒5.46 m³が水道用水として利用できるのだから良いではないか、残りの毎秒2.93 m³もいずれ使い途ができるだろうという議論があるかも知れませんが、これは全くの間違いです。第1に、愛知県においては水道事業と工業用水事業とは、別の企業会計になっており、収支のあり方も異なっています。同じ水だから良いだろうと安易に振り替えを認めることは、公金支出の厳格さを否定するものです。

第2に、こちらの方がはるかに重要ですが、行政が、いわゆる「万一」に備えて、過大な公共施設を造ることは許されないということです。本裁判の進行の中で明らかになると思いますが、近年、行政は、水資源施設を建設する理由として「異常渇水」という概念を使うようになりました。異常渇水は文字通り「異常時」のことですから、どの程度の水源を用意しておけば良いのか予測不可能です。とすれば、水資源施設は大きければ大きいほど安心ということになります。こんな理屈で、水資源施設がどんどん造られたら、際限のない税金が必要となり、自然が目茶目茶にされてしまうことは、言うまでもありません。

私たち原告も、渇水対策の必要性は認めます。私たちは、それを巨額の公金を支出する水資源施設の建設ではなく、河川の上下流域住民の連帯感を醸成することによって、渇水に耐えうる地域社会を建設することで解決しようとしているのです。

どうか、貴官らが、この裁判を通じて、水問題に関する事実、いや真実を把握された上で、的確な判断をされることを願ってやみません。

以上